

2026年度第1回てんかん診療支援コーディネーター研修

2026年7月12日（日）

てんかん患者が利用できる社会制度

国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センター
ソーシャルワーカー 橋本睦美

てんかんのある人の抱える問題点

- ・慢性の脳神経疾患で長期の医療を必要とする。
- ・患者・家族、社会の病気に対する理解が不足し、社会的不利益が存在する。
- ・専門医療体制やリハビリテーション体制の不足から医療への不安・不信がみられることがある。
- ・難治てんかんにおいては身体・知的・精神医学的障害を併存することも多い。
- ・社会福祉制度、サービスが不十分であり、各種免許・資格制度において制限がある。

以上から、適切な医療の継続、ライフステージごとの就学や就労、結婚等における問題、社会的な孤立、心理的葛藤等を患者・家族の多くが抱えている場合がある。

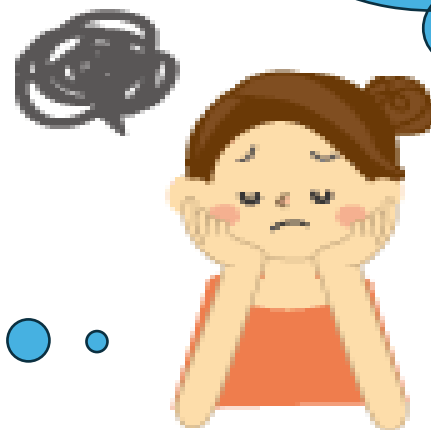
てんかんのある人の生活のしづらさ

保育園で預かって
もらえるかしら

乳幼児医療終了後の
医療費の負担が
不安

学校の理解や協力が
えられなくて困る

将来の進路や
就職が心配



➡ 様々な社会資源・社会福祉制度を活用することで解消・軽減されることがあります

多くの制度は医学的な情報をもとにした判断が必要
患者さんだけで制度にたどり着けないことも多い

→医療機関で情報提供できる体制・システムが必要

自施設てんかんセンターでは、
いつ（タイミング）
どこ（部門・場所）で
誰（職種）が
どのように情報提供していますか？

障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳

療育手帳

身体障害者手帳

生活費

特別児童扶養手当

障害年金

てんかん

医療費

自立支援医療（精神通院医療）

小児慢性特定疾患医療費助成

特定医療（指定難病）費助成

日常生活用具

頭部保護帽

障害者手帳

身体障害者手帳

- ・対象：政令で定める程度の**身体の障害（視覚、聴覚、上肢、下肢、体幹心臓機能、腎臓機能障害等）**に該当する場合
- ・障害等級：1級～6級
- ・診断書は指定医

静岡市
IQ89以下である者
で発達障害の診断を
受けたもので診断書
を提出したもの

療育手帳

- ・対象：政令で定める程度の**知的な障害（発達の遅れ）**に該当する場合
- ・障害等級：静岡県の場合
- ・最重度（IQ20以下）
- ・重度（IQ20～35）
中度（IQ35～50）
- ・軽度（IQ50～70）
- ・診断書は基本必要ないが例外的に必要なときあり

精神障害者保健福祉 手帳

- ・対象：政令で定める程度の**精神の障害（統合失調症、躁うつ病、中毒精神病、てんかん、器質性精神病・高次脳機能障害・ASD等）**に該当する場合
- ・障害等級：1級～3級
- ・診断書必要

精神障害者保健福祉手帳



【概要】

精神疾患のある方が社会生活を送る上で必要な支援を受けるために発行される手帳

【対象者】

精神疾患（**てんかん**・統合失調症など）があり、長期にわたり日常生活、社会生活に制限がある人

※対象となる疾患のために、初めて受診した医療機関の初診日から6ヶ月が経過している方。

【申請窓口】

お住まいの市区町村役場の福祉担当課※更新は2年毎

精神障害者保健福祉手帳

<てんかんの認定基準> 発作の頻度とタイプと日常生活の程度によって判断

等級	発作タイプ
1 級程度	ハ． 二の発作が月に 1 回以上の場合
2 級程度	イ． 口の発作が月に 1 回以上の場合 ハ． 二の発作が年に 2 回以上の場合
3 級程度	イ． 口の発作が月に 1 回未満の場合 ハ． 二の発作が年に 2 回未満の場合

- イ． 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- 口． 意識を失い、行動が途絶するが、倒れない発作
- ハ． 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- ニ． 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

精神障害者保健福祉手帳

POINT!

- ・年齢制限はない（子どもから高齢者まで）
- ・他の障害者手帳の利用で、申請してもメリットがない場合もある
- ・過去2年以上てんかん発作が抑制されている場合は該当しない場合がある
- ・てんかん発作は、現在の状態のみならず、概ね過去2年間の病状及び今後2年間に予想される状態も考慮して判断
- ・診断書は、主治医として「てんかん」を診療していれば、診療科を問わず作成可能

デメリットは？
社会的な制限を受けるのでは？

精神障害者保健福祉手帳

利用可能なサービス

※手帳の等級や自治体により異なる

- ・公共交通機関や公共機関の割引
- ・所得税や自動車税等の控除・免除
- ・携帯電話料金の割引（会社により異なる）
- ・医療費の助成（静岡県の場合：1級の方、2級で6歳以下の未就学児の場合、重度心身障害者医療費助成対象）
- ・自治体によっては、日常生活用具の頭部保護帽給付対象
- ・障害者雇用の対象になる

2025年4月からJRを含む公共交通
運賃割引の99%で精神障害者保
健福祉手帳が対象



日常生活用具

【概要】

障害のある方に対し、障害の種類と程度に応じて各種用具
の給付を行う

【対象者】

障害者手帳のある方、政令で定める疾患の方

※自治体ごとに対象者条件は異なる

【内容】

頭部保護帽・痰吸引器・携帯用会話補助装置など
利用者負担は費用の1割と、給付限度額を超えた額

【申請窓口】

お住まいの市区町村役場の障害福祉担当課



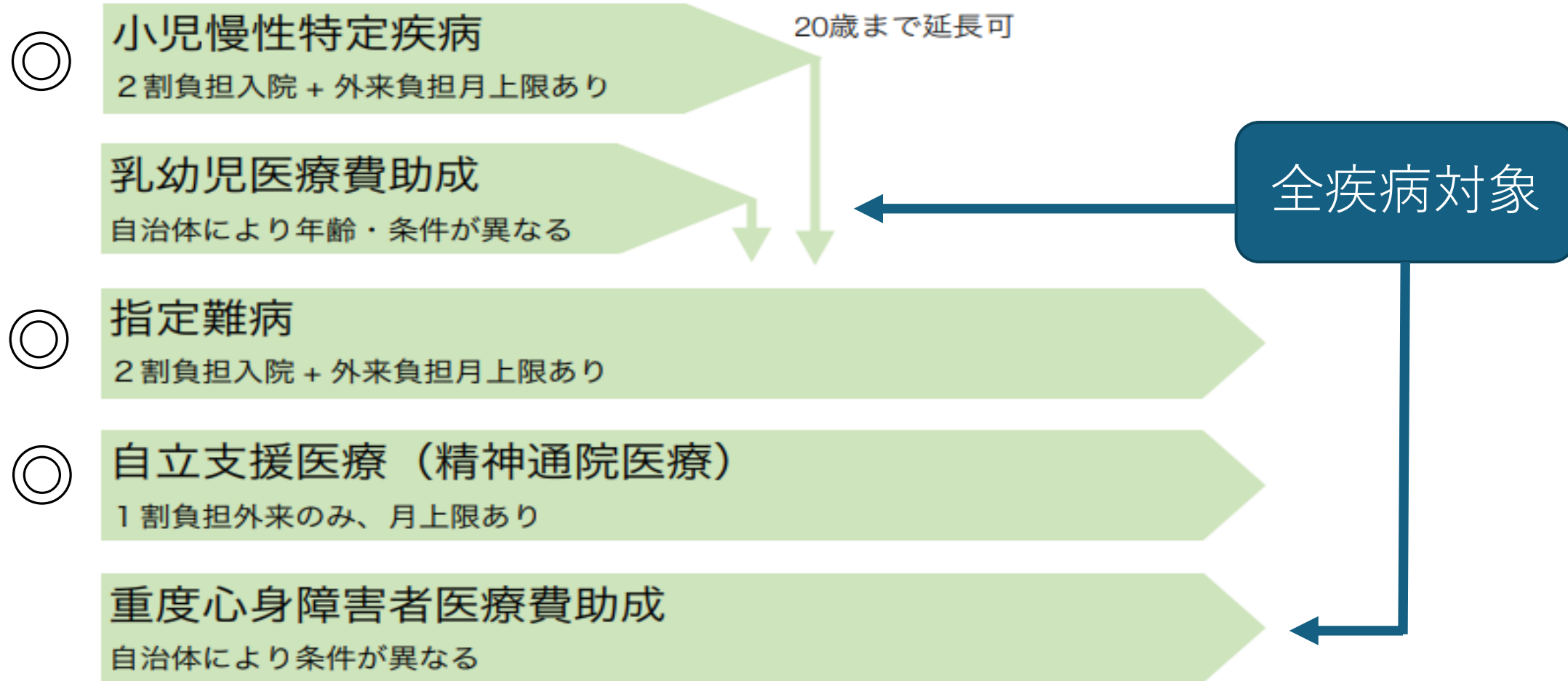


頭部保護帽 ※試着用サンプル

日常生活用具 頭部保護帽

自治体	限度額	対象者要件	年齢要件	耐用年数
静岡市	17,500円	①平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障害を有する者(児)又は難病患者 ② <u>てんかんの発作等により頻繁に転倒するA判定を受けた知的障がい者(児)又は難病患者</u>	なし	3年
横浜市	37,900円	(1) 知的障害の程度が重度又は最重度の者で、 <u>てんかんの発作や 自傷行為等により頭部を強打する おそれのある者</u> (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付 を受けている者、又は自立支援 医療（精神通院医療）を受給している者で、 <u>転倒等により頭部を強打するおそれのある者</u> (3) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、 <u>転倒等により頭部を強打するおそれのある者</u>	3歳以上	3年

医療費に関する制度



自立支援医療（精神通院医療）

【概要】

精神疾患で通院医療を受けている方の医療費の負担を軽減する制度

【対象者】

精神疾患（統合失調症・うつ・てんかんなど）で通院医療を受けている方

【内容】

利用申請した病院原則1か所・薬局での保険適応の医療費・薬代等が1割負担。所得により月の自己負担上限額が設定される。

毎年更新（診断書は2年毎）

【申請窓口】

お住まいの市区町村担当課

自立支援医療（精神通院医療）1か月あたりの自己負担限度額

世帯の所得			負担割合	1 か月あたりの対象となる医療費の自己負担上限額	
生活保護世帯			負担なし	0 円	
市町村民税 非課税世帯	制度を受ける方の 収入	8 0 万円以下	1 割	2, 5 0 0 円	
		8 0 万円超		5, 0 0 0 円	
市町村民税 課税世帯	市町村民税 (所得割)	3 万 3 千円未満		医療保険の 負担上限額	5, 0 0 0 円
		3 万 3 千円以上 2 3 万 5 千円未満			1 0, 0 0 0 円
		2 3 万 5 千円以上			2 0, 0 0 0 円

自立支援医療（精神通院医療）

POINT!

- ・年齢制限はない（子どもから高齢者まで）
- ・てんかん発作が抑制されていても、継続した通院服薬が必要な方は制度の利用が可能
- ・他の制度の利用で、申請してもメリットがない場合もある
- ・診断書は、主治医としててんかんを診療していれば、診療科を問わず作成可能。

自立支援医療（精神通院医療）

POINT!

- ・ローカルルールに注意

登録医療機関2施設可能？2施設の登録方法は？

診断書を作成した医療機関と登録医療機関が同一でないと認められない？

- ・逆紹介の際に、指定医療機関かどうか確認が必要

※指定医療機関の申請の条件は、医師が精神医療（てんかんの場合はてんかんの診療）に3年以上の診療経験があること
（医療機関所在地の都道府県又は政令指定都市が行う）

特定医療費（指定難病）と 小児慢性特定疾病医療費助成

対象疾患の認定基準、医師意見書、診断の手引き等は各HPでご確認ください。

◎難病情報センター<https://www.nanbyou.or.jp>

◎小児慢性特定疾患情報センター<https://www.shouman.jp>

特定医療費（指定難病）と 小児慢性特定疾病医療費助成

	指定難病	小児慢性特定疾病
対象年齢	年齢制限なし	新規18歳未満、継続20歳未満
認定基準	指定難病と診断され、重症度分類等に照らして病状の程度が一定程度以上の場合 重症度分類等に該当しない軽症者でも、高額な医療を継続することが必要な人は、医療費助成の対象となる（軽傷高額該当）	小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童等
医療費助成	・ 助成対象となる医療費は、申請した対象疾患の外来と入院の医療費 ・ 医療費の自己負担額は、3割の方は2割になる（1割・2割の方はそのままです）	

特定医療費（指定難病）重症度分類

精神障害者保健福祉手帳診断書における「G40てんかん」の障害等級判定区分、障害者総合支援法の障害支援区分における「精神症状・能力障害二軸評価」を用いて、以下のいずれかに該当する患者を対象とする。

「G40てんかん」の障害等級	能力障害評価
1 級程度の場合	1 ～ 5 全て
2 級程度の場合	3 ～ 5 のみ
3 級程度の場合	4 ～ 5 のみ

※能力障害評価 日常生活・社会生活が普通にできれば1
身の回りのことがほとんどできないと5

両制度の対象になるてんかん関連疾患

アイカルディ症候群
アンジェルマン症候群
ウエスト症候群
大田原症候群
海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん（両側性） 小×
環状20番染色体症候群
グルコーストランスポーター 1(GLUT-1)欠損症
けいれん重積型(二相性)急性脳症
結節性硬化症
限局性皮質異形成
神経細胞移動異常症
神経線維腫症 1 型
進行性ミオクローヌステんかん
自己免疫介在性癱症 難×
視床下部過誤腫症候群 難×
徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
スタージ・ウェーバー症候群

睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症

脊髄小脳変性症
早期ミオクロニー脳症
他の染色体異常症
ドラベ症候群
難治頻回部分発作重積型急性脳炎
PCDH19関連症候群
ビタミンB6依存性てんかん 難×
ペルオキシソーム病
片側巨脳症
片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群 小×
ミオクロニー欠神てんかん
ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
ミトコンドリア病
遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
ライソゾーム病
ラスムッセン脳炎
ランドウ・クレフナー症候群 小×
レノックス・ガストー症候群

医療費助成における自己負担上限金額（月額）		指定難病			小児慢性特定疾病		
		自己負担限度額（患者負担割合：2割、外来＋入院）					
		一般	高額かつ長期※1	人工呼吸器装着	一般	重症※2	重症人工呼吸器装着
生活保護		0			0		
市町村民税非課税（世帯）	所得80万円以下	2,500		1,000	1,250		500
	所得80万円超	5,000			2,500		
市町村民税課税以上7.1万円未満		10,000	5,000		5,000	2,500	
市町村民税25.1万円未満		20,000	10,000		10,000	5,000	
市町村民税25.1万円以上		30,000	20,000		15,000	10,000	
入院時の食事療養費		1食330円(一般:550円)			1食165円(一般:550円)		

食事療養費
2026年6月
時点の金額

※1「高額かつ長期」とは、月毎の医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者

特別児童扶養手当

【概要】

精神又は身体に障害を有する児童を養育している父母等に対する手当の支給

【対象者】

法で定める障害にあると認定された20歳未満の障がい児の養育者 ※養育者の所得制限あり

【支給額】 2026年4月現在

1 級：月額 5 8,4 5 0 円 2 級：月額 3 8,9 3 0 円

【申請窓口】

お住まいの市区町村役場の担当課

特別児童扶養手当

【支給対象】

- (1 級) ①身体障害 1 級と 2 級と 3 級の 1 部の身体障害児
 - ②療育手帳Aの知的障害児
 - ③精神障害があって前記と同等のもの
 - ④合併障害があって前記と同等のもの
- (2 級) ①身体障害 3 級の一部と 4 級の一部のもの
 - ②知的障害でIQ概ね 5 0 以下のもの
 - ③精神障害があって前記と同等のもの
 - ④合併障害があって前記と同等のもの

特別児童扶養手当

【障害程度認定基準】 より抜粋

第7節／精神の障害

C てんかん

(2) 各等級等に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作を極めてひんぱんに繰り返す為、 常時の介助が必要なもの
2級	十分な治療にかかわらず、てんかん性発作をひんぱんに繰り返す為、 日常生活に著しい制限を受けるもの

障害年金

(障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金)

【概要】 病気やケガなどによって障害の状態にある方が、
受給できる年金

【対象者】 支給要件を満たしている方

- ① 20才以上 65才未満の方
- ② 障害の原因となった傷病の初診日（治療開始日）が、年金加入期間中にあること（20才未満に初診日がある場合は問わない）
- ③ 初診日（治療開始日）より1年6ヶ月を経過していること
- ④ 障害の程度が政令に定められた一定基準以上の状態であること
- ⑤ 初診日（治療開始日）に一定期間の保険料を納付していること
（20歳以降が初診日の場合）

障害年金

(障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金)

【内容】

障害の程度（等級）に応じて年金が支給される。初診日に加入していた年金の種類により、支給される障害年金が異なる

	1級	2級	3級
障害基礎年金	月額88,260円	月額70,608円	
障害厚生・共済年金	※在職中の給与額等による		

月額は2026年4月現在

【申請窓口】

お住まいの地域の年金事務所、市区町村年金担当課

※診断書（精神の障害用）は原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師が作成することになっているが、てんかんや高次脳機能障害など、診療科が小児科・神経内科・脳神経外科など多岐に分かれている疾患については、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師でも記入可能

障害年金

(障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金)

障害の 程度	障害の状態
1 級	十分な治療にもかかわらず、てんかん性発作のA又はBが月 1 回以上あり、 かつ、常時の介護が必要なもの
2 級	十分な治療にもかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年に 2 回以上、もしくは、C又はDが月 1 回以上あり、 かつ、日常生活が著しい制限を受けるもの
3 級	十分な治療にもかかわらず、てんかん性発作のA又はBが年に 2 回未満、もしくは、C又はDが月 1 回未満あり、 かつ、労働が制限を受けるもの

- A. 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
- B. 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- C. 意識を失い、行動が途絶するが、倒れない発作
- D. 意識障害はないが、随意運動が失われる発作

POINT!

併存障がいの有無に注意！
生活や仕事に支障があるのはむしろ
併存障がいの影響していることも

出典：国民年金・厚生年金 保険障害認定基準

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/shougainenkin/ninteikijun/20140604.html>

まとめ

- てんかんのある人は、適切な医療の継続、ライフステージごとの問題、社会的な孤立、心理的葛藤等を患者・家族の多くが抱えている場合がある。
- 生活のしづらさを社会福祉制度を活用することで解消・軽減できることがある。
- 社会福祉制度を活用するためには、医学的情報を元にした判断が必要な場合が多い。
- 各てんかん診療拠点病院で情報提供できる体制・システムが必要。